

刈谷市中小企業求人情報発信支援事業補助金

令和8年4月1日

□ 概要

正社員の採用を目的として、中小企業者が ①就職情報サイトに求人情報を掲載した場合
②成功報酬型人材紹介サービスを利用して従業員を雇用した場合 に費用の一部を補助します。

□ 対象事業者

市内に本店登記を有する中小企業者又は市内に事業所を有する個人で、次に掲げる要件にいずれにも該当するものとします。

- ・中小企業者は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当すること
- ・申請を行う日の属する年度前の3年度間において、本補助金の交付を受けていないこと
- ・代表者及び従業員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ・市が賦課徴収する税金を滞納していないこと

□ 対象事業

①就職情報サイトに求人情報を掲載する事業

ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ・求人情報を掲載する期間が1年以内で、その期間中に求人情報に係る採用活動が完了するもの
- ・国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないもの

②人材紹介事業者の成功報酬型人材紹介サービスを利用して従業員を雇用する事業

ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ・利用する人材紹介事業者が厚生労働省職業安定局の運営する人材サービス総合サイトに掲載される有料職業紹介事業者であること
- ・国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと

厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト



□ 対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

①就職情報サイトに求人情報を掲載する事業に係る掲載料

②成功報酬型人材紹介サービスを利用して従業員を雇用する事業に係る手数料

□ 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（円未満切捨て）

同一の補助対象事業者につき1年度につき40万円を限度*とします。

※上限40万円に達するまで、同一年度内に複数回申請可能、対象事業①及び②の併用可能。

□ 申請

補助対象事業が完了した年度の3月31日までに以下の書類を商工業振興課へご提出ください。

	①就職情報サイトに求人情報を掲載する事業	②人材紹介事業者の成功報酬型人材紹介サービスを利用して従業員を雇用する事業
提出書類	補助金交付申請書（様式第1号）	
	求人情報の掲載に係る実績報告書（様式第2号）	成果報酬型人材紹介サービスの利用に係る実績報告書（様式第3号）
	契約書の写し	
	対象事業の概要が確認できるもの（①の場合は求人掲載画面の写し等）	
	補助対象経費の支払を証する書類の写し	
	申請日の前3ヶ月以内に発行された法人に係る登記事項証明書（法人に限る）またはその写し	
	法人事業概況説明書（直近の1事業年度分）の写し または確定申告書（前年分）の写し（個人に限る）	

□ 注意

予算に限りがありますので、予算が無くなり次第、受付を終了します。

お問合せ先 刈谷市役所商工業振興課 電話 0566-62-1016